

第1章 総則

第1節 一般基準

(目的)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づいて監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施並びに報告の徴取に関し必要な事項を定めるとともに、議会及び広域連合長又は関係する行政委員会等（以下「広域連合長等」という。）との関係を明確にすることを目的とする。

(基本方針)

第2条 監査委員は、公正で合理的かつ能率的な広域連合の行政運営を確保するため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって、広域連合の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期するものとする。

(監査委員の使命)

第3条 監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、広域連合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は広域連合の事務の執行（以下「事務事業の執行」という。）について監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会及び広域連合長等に提出し、公表するなどにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。

(監査委員の責務)

第4条 監査委員は、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他の行政運営に関し優れた識見を有し、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を実施しなければならない。

- 2 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 監査委員は、適切な監査計画に基づいて、監査委員の事務を補助する職員（以下「事務局職員」という。）を指導監督しなければならない。
- 4 監査委員は、議会又は広域連合長にあらかじめ意見を聴かれた場合は、信義誠実な態度で応じなければならない。

(事務局職員心得)

第5条 事務局職員は、職務の遂行に当たっては、特に、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 職責の重大性にかんがみ、常に研修に心がけ、法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）に精通するとともに、絶えず、広域連合の運営に関心を持ち、監査等の参考になるような資料の収集に努める。
- (2) 監査等の実施に当たっては、監査計画に基づき、また監査委員の監査方針に従い、監査対象についてあらかじめ十分研究する。
- (3) 監査等の実施に当たっては、常に公平謙虚な心構えを持ち、能率的に実施する。ま

- た、職務上知り得た秘密を他に漏らしてならない。その職を退いた後も同様である。
- (4) 監査等の進捗状況を、絶えず上司に報告し、重要事項その他疑義のある事項については、その都度指示を受ける。
 - (5) 監査等の終了後は速やかに監査執行記録等を作成する。
 - (6) 監査執行記録等は、事実の記載を主とし、自己の主観的判断を避け、要領よくかつ具体的に記述する。

第2節 実施基準

(実施の基本方針)

第6条 監査等の実施に当たっては、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意し、積極的かつ指導的に実施しなければならない。

(計画的な監査等の実施)

第7条 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、年間監査計画を策定するとともに、適切な実施計画を作成し、これに基づいて秩序整然と適時に実施しなければならない。

(監査等の調整)

第8条 監査等の計画の策定及び実施に当たっては、個々の監査等に有機的な関連を持たせ、総合して成果が上がるように調整運用しなければならない。

(監査等の実施手続の適用基準)

第9条 監査等の実施手続の適用は、監査等の種類、対象、目的、管理点検体制及び内部監査（内部考査）の信頼性の程度を勘案して、試査又は精査による。試査による場合は、その範囲を合理的に決定しなければならない。

2 試査は、監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって、全体の正否又は適否を推定する。

3 精査は、監査等の対象となっている事項について、全部にわたり精密に調査し、その正否又は適否を明らかにする。

(合理的基礎確保の基準)

第10条 監査委員は、監査等の項目の重要性、危険性その他の諸要素を十分考慮して、合理的な基礎を得るまで監査等を実施しなければならない。

第3節 報告基準

(報告、意見の提出)

第11条 監査委員は、監査等を終了したときは、公正不偏な態度をもって報告、意見（以下「報告等」という。）を決定し、速やかに提出及び公表の手続きをとらなければならない。

(報告等の作成)

第12条 報告等には、監査委員の責任の範囲を明確にするために必要な項目を記載する。

2 監査等の結果は、簡潔明瞭かつ平易な文章で記述し、誤解を招く表現のないように留意しなければならない。

3 指摘事項及び指導事項については、合理的な基礎に基づかなければならない。

(報告等の提出以前の周知の禁止)

第13条 監査等の結果は、原則として、報告等の提出以前に、広域連合長等の関係者以外の者に知らせてはならない。

第2章 監査等の実施

第1節 監査等の種類

(監査)

第14条 監査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 定期監査（法第292条において準用する法第199条第4項の規定による監査）
毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて、次の事項について行うもの
 - ア 広域連合の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの
 - イ 広域連合の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの
- (2) 随時監査（法第292条において準用する法第199条第5項の規定による監査）
必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施するもの
- (3) 行政監査（法第292条において準用する法第199条第2項の規定による監査）
必要があると認めるとき、広域連合の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として、適時に実施するもの
- (4) 財政援助団体等に対する監査（法第292条において準用する法第199条第7項の規定による監査）
財政的援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものに対し、必要があると認めるとき、又は広域連合長の要求に基づき、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの
- (5) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第292条において準用する法第235条の2第2項の規定による監査）
指定金融機関等に対し、必要があると認めるとき、又は広域連合長の要求に基づき、公金の収納又は支払の事務が、法令等の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として実施するもの
- (6) 住民の直接請求に基づく監査（法第291条の6第1項において準用する法第75条第1項の規定による監査）
請求に係る事務の執行について実施するもの
- (7) 議会の請求に基づく監査（法第292条において準用する法第98条第2項の規定による監査）
請求に係る事務について実施するもの
- (8) 請願の措置としての監査（法第292条において準用する法第125条の規定に関する監査）
議会が採択した請願のうち、監査委員において監査することにより措置することが適当と認められたものについて実施するもの
- (9) 広域連合長の要求に基づく監査（法第292条において準用する法第199条第6項の規定による監査）

要求に係る事務の執行について実施するもの

- (10) 住民監査請求に基づく監査（法第292条において準用する法第242条の規定による監査）

請求の内容について実施するもの

- (11) 広域連合長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第292条において準用する法第243条の2第3項の規定による監査）

要求に係る事実の有無等について実施するもの

（検査）

第15条 検査は、例月現金出納検査（法第292条において準用する法第235条の2第1項の規定による検査）とし、会計管理者の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。以下同じ。）の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施するものをいう。

（審査）

第16条 審査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 決算審査（法第292条において準用する法第233条第2項の規定による審査）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

- (2) 基金の運用状況審査（法第292条において準用する法第241条第5項の規定による審査）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

（報告の徴取）

第17条 監査委員は、法第292条において準用する地方自治法施行令第168条の4第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めるものとする。

第2節 監査の事前手続

（監査計画の作成）

第18条 年間監査計画は、次の各号に掲げる事項について定める。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定時期及び監査等の実施担当課名
- (3) その他監査等の実施に関し必要と認める事項

2 実施計画は、監査等の種類別に次の各号に掲げる事項について定める。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象事務等
- (3) 監査等の対象期間
- (4) 監査等の担当者及び事務分担
- (5) 監査等の基本方針
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査等の項目及び着眼点

- (8) 監査等の実施手続の選択
- (9) その他監査等の実施上必要と認める事項
(事前通知)

第19条 監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き、広域連合長等に対し、監査等の種類、期日、場所等をあらかじめ通知する。

- (1) 定期監査については、期日前10日前までに広域連合長等に通知する。
- (2) 随時監査、行政監査、財政援助団体等の監査については、期日前5日前までに広域連合長等及び関係者に通知する。
- (3) 指定金融機関等の監査については、期日前日までに広域連合長、会計管理者及び対象となる指定金融機関等に通知する。

(資料要求等)

第20条 監査等を実施するに当たっては、あらかじめ項目及び様式を定めて監査等に必要資料を提出させ、必要に応じて事務事業の概況について説明を求めるものとする。ただし、急を要するとき又は監査等の種類によってはこの限りではない。

(事前研究)

第21条 監査等を実施するに当たっては、対象となる事務等について、あらかじめ関連法規等の調査研究を行い、基礎知識の習得に努める。

- 2 前条の規定に基づき提出された資料について検討し、その問題点を把握する。
- 3 前回までの監査等における指摘内容及び問題点等を把握する。

(監査等の着眼点)

第22条 第18条第2項の規定に基づく実施計画において定める監査等の着眼点は、全国都市監査委員会の定める都市監査基準準則（昭和60年8月29日制定）別項に規定する監査等の着眼点のうちから適宜選択する。ただし、監査等の対象により、必要に応じて、その都度着眼点を追加して定めるものとする。

第3節 監査の実施手続

(監査等の実施手続の選択適用)

第23条 監査等は、書類、帳簿、証書類等に基づき、次の各号に定めるもののうち、通常実施すべき監査等の実施手続を可能な限り選択適用し、必要に応じて、その他の監査等の実施手続を選択適用して実施する。

(1) 通常実施すべき監査等の実施手続

- ア 照合 証憑突合、帳簿突合及び計算突合等のように関係諸記録を相互に突き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめる。
- イ 実査 事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する。
- ウ 立会 主として物品等の在庫高調査又は実地棚卸しを行う際に、現場に立ち会い、その実施状況を視察して正否を確かめる。
- エ 確認 事実の存否について、写真その他の証拠書類、又は当該事項に関係のない第三者の証言等をもって確認する。
- オ 質問 事実の存否又は問題点について、監査等対象部局の職員などに質問して、回答又は説明を求める。
- カ 分析 事実の性質、内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題別

等に分析して異常の有無を確かめる。

キ 比較 年度別、時間別、関係要素別等による複数の数値を対照させて観察し、その異同を通じて問題点の有無を確かめる。

(2) その他の監査等の実施手続

ア 通査 帳簿等関係諸記録を一通り検討して、異常事項や例外事項を発見し、問題点を明らかにする。

イ 比率吟味 財務分析上の比率法を応用して、記録の正否又は適否を大局的に判断する。

ウ 調整 源泉を等しくし、相互に関連のある計数が別々に整理されている場合、それら2組の計数の過不足を追及し両者が事実上一致するかどうかを確かめる。

エ 総合 諸種の事実を総合して、総括的な観点から事実を判断する。

(監査等の実施手続の適用方法)

第24条 第14条第1号から第5号まで、第15条及び第16条に掲げる監査等の実施手続の適用は、原則として試査による。ただし、試査によって異常を発見した場合、当該事項については範囲を拡大して手続を実施し、必要と認めるときは精査によるものとする。

(監査等の講評)

第25条 監査等に基づく監査対象部局等の長に対する講評は、原則として、監査等の結果に関する報告の決定の前に行い、これに対する弁明又は見解を聴取する。

第3章 監査等の結果

(報告の提出等)

第26条 監査又は検査を終了したときは、結果に関する報告を次の各号により提出等しなければならない。

- (1) 第14条第1号から第5号まで並びに第15条については、議会、広域連合長等
- (2) 第14条第6号については、議会、広域連合長等及び請求人の代表者
- (3) 第14条第7号及び第9号については、要求のあった議会、広域連合長等
- (4) 第14条第10号については、請求人
- (5) 第14条第11号については、広域連合長

(意見の提出)

第27条 決算審査及び基金の運用状況審査を終了したときは、審査意見を広域連合長に提出しなければならない。

- 2 職員の賠償責任に関する監査の結果において、広域連合長から賠償責任の免除について意見を求められたときは、意見を提出しなければならない。
- 3 監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、監査の結果に関する報告に添えて意見を提出することができる。

(勧告)

第28条 住民監査請求に基づく監査の結果、請求に理由があると認めるときは、議会又は広域連合長等に期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、これを

請求人に通知し、かつ公表しなければならない。

(報告等の決定)

第29条 報告等の決定のうち、次の各号に掲げるものは、監査委員の合議による。

- (1) 第14条第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号、第10号及び第11号に定める監査結果
- (2) 第16条に定める審査意見

(報告等の公表)

第30条 報告等のうち、第14条第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号及び第10号に定める監査の報告に係るものについては、速やかに公表しなければならない。

2 公表は、新潟県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第2号）の例により行う。

(報告書等の記載事項)

第31条 監査報告書、検査報告書及び審査意見書には、おおむね次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載する。

- (1) 報告等の提出年月日
- (2) 監査等を実施した監査委員名
- (3) 監査等の種類
- (4) 監査等の概要

ア 監査等の実施期間

イ 監査等の対象とした部局課又は事務所名若しくは事業所名（財政援助団体等にあつては団体名）

ウ 監査等の対象とした事項及び範囲（出資団体等にあつては採用している会計基準）

エ その他監査等の目的又は着眼点

オ 外部の専門家に監査の基礎となる事項の積算等の委託した場合、委託した旨及びその結果

- (5) 監査等の結果

ア 監査等による事務の執行、事業の管理状況等についての意見

イ 指摘事項（指摘の事実、その発生理由、指摘の根拠等を分類整理するとともに必要に応じて助言、注意等を付記すること。）

(監査等の結果報告後の処置)

第32条 監査等の結果、指摘した事項又は表明した意見については、議会又は広域連合長等から適時措置状況報告を求めるものとする。

2 第14条第1号から第4号まで、及び第9号に係る議会又は広域連合長等からの措置状況報告は、これを公表しなければならない。

3 第14条第10号の住民監査請求に係る勧告に基づき、議会又は広域連合長等から必要な措置を講じた旨通知があつたときは、これを請求人に通知し、かつ公表しなければならない。

4 公表の方法については、第30条第2項の規定を準用する。

(委任)

第33条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が協議して定めるものとする。

附則

この基準は、平成19年8月23日から施行する。